

令和 8 年度豚熱経口ワクチン空中散布業務委託公募型プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、豚熱経口ワクチン空中散布業務委託公募型プロポーザル実施要領 5 に基づく契約候補者の選定に関して必要な事項を定めるものとする。

2 審査方法

- (1) 審査は、豚熱経口ワクチン空中散布業務委託公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）が行う。
- (2) 委員は、公募型プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書に関する評価について、別紙「審査基準」に記載された審査項目、審査内容及び配点により行う。
- (3) 審査項目の配点の総和をもって、参加者の評価点数とし、委員は評価点数の合計の多い者から順に順位を付ける。

3 契約候補者の選定

- (1) 審査の結果、委員ごとに合計点数が多い順に順位付けし、各委員から 1 位の評価を最も多く得た者を優先順位第 1 位の契約候補者、1 位の評価を 2 番目に多く得た者を優先順位第 2 位の契約候補者として、順次選定する。
- (2) 各委員から 1 位の評価を得た数が同数であった場合には、各委員から評価順位の合計数が最も小さい者を優先順位第 1 位の契約候補者、2 番目に小さい者を優先順位第 2 位の契約候補者として、順次選定する。
- (3) 各委員から 1 位の評価を得た数が同数かつ評価順位の合計数が同数であった場合には、全ての委員の合計点数が最も高い者を優先順位第 1 位の契約候補者、次点を優先順位第 2 位の契約候補者として選定する。
- (4) 参加者が 1 者だった場合も、同様に評価を行い、選定委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
- (5) 審査の結果、契約候補者として適当な参加者がいないと判断される場合には、再度参加者募集の手続きを行うものとする。

附則

本要領は、令和 8 (2026) 年 8 月 26 日から適用する。

本要領は、令和 9 (2027) 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

審査基準

評価項目	評価内容	配点
1 委託目的の理解度	委託業務の目的を十分に理解し、県内豚熱拡大防止につながる内容である	5
	仕様書及び「CSF 野生イノシシ経口ワクチン散布 空中散布の準備と実施の手引き」の内容を熟知している	5
2 業務実施の確実性	過去に類似した内容の業務で良好な成績を上げており、成果が十分に期待できる	5
	指定したエリアから散逸することなく予定位置に正確に散布する具体的な方法が提案されている	2 0
3 業務実施の安定性	委託業務を確実かつ安全に遂行できる体制や人員が確保され、指定した期間内に実施可能である	1 5
	天候の変化等に臨機応変に対応できる体制となっている	1 0
4 提案内容の優位性	本業務の目的を達成するために有効と思われる事業者独自の追加提案や工夫がある	2 0
5 専門知識の有無	委託業務の遂行に必要な専門知識を有している	1 0
6 経費の妥当性	見積額は委託料限度額を超過しておらず、また、見積書に所要経費・算定根拠が明確に示され、具体的かつ提案内容に比較し適正な内容となっている	1 0
合 計		1 0 0